



# 社会福祉関係諸資格の解説

社会福祉主事、児童指導員、児童福祉司、身体障害者福祉司及び知的障害者福祉司の諸資格は、これらに関する法律又はこれに基づく政令等の定めるところにより、それぞれの必須条件を具備するものに与えられる任用資格である。

これらについて関係法令等を引用して紹介する。但し、諸資格に対応する科目であって卒業要件に必要な履修科目とは別である。

なお任用資格とは、特定の職業ないし職位に任用されるための資格のことである。特定の資格を取得すれば職業・職位として公称できるというものではなく、該当任用資格を取得後、当該職務に任用・任命されて初めて効力を発揮する資格である。

## 1. 社会福祉主事

その資格について社会福祉法第19条に規定されている。

社会福祉法（昭和二十六年三月二十九日法律第四十五号）

第十九条 社会福祉主事は、都道府県知事又は市町村長の補助機関である職員とし、年齢二十年以上の者であって、人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に熱意があり、かつ、次の各号のいずれかに該当するもののうちから任用しなければならない。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学、旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）に基づく高等学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者
- 二 都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者
- 三 社会福祉士
- 四 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者
- 五 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの

社会福祉主事の資格に関する科目指定（平成12年3月31日 厚生省告示第153号）

社会福祉概論、社会保障論、社会福祉行政論、公的扶助論、身体障害者福祉論、老人福祉論、児童福祉論、家庭福祉論、知的障害者福祉論、精神障害者保健福祉論、社会学、心理学、社会福祉施設経営論、社会福祉援助技術論、社会福祉事業史、地域福祉論、保育理論、社会福祉調査論、医学一般、看護学、公衆衛生学、栄養学、家政学、倫理学、教育学、経済学、経済政策、社会政策、法学、民法、行政法、医療社会事業論、リハビリテーション論、介護概論のうち3科目以上（科目等履修生として履修されたものは認められない）

※上記の科目は、厚生労働省の平成25年3月28日社援発0328第3号により、読替の範囲等が規定されている。

## 2. 児童指導員

その資格について児童福祉施設最低基準第43条に規定されている。

児童福祉施設最低基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）

（児童指導員の資格）

第四十三条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- 二 社会福祉士の資格を有する者
- 三 精神保健福祉士の資格を有する者
- 四 学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 五 学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目的単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院へ

- の入学を認められた者
- 六 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 七 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 八 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、二年以上児童福祉事業に従事したもの
- 九 教育職員免許法に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であって、都道府県知事が適當と認めたもの
- 十 三年以上児童福祉事業に従事した者であって、都道府県知事が適當と認めたもの

### 3. 児童福祉司

その資格について児童福祉法第13条に規定されている。

児童福祉法（昭和二十二年十二月十二日法律第百六十四号）

- 第十三条 都道府県は、その設置する児童相談所に、児童福祉司をおかなければならぬ。
- ③ 児童福祉司は、都道府県知事の補助機関である職員とし、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、任用しなければならない。
- 一 都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者
- 二 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、厚生労働省令で定める施設において一年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務に従事したもの
- 三 医師
- 四 社会福祉士
- 五 社会福祉主事として、二年以上児童福祉事業に従事した者であって、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの
- 六 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であって、厚生労働省令で定めるもの

### 4. 身体障害者福祉司

その資格について身体障害者福祉法第12条に規定されている。

身体障害者福祉法（昭和二十四年十二月二十六日法律第二百八十三号）

- 第十二条 身体障害者福祉司は、都道府県知事又は市町村長の補助機関である職員とし、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、任用しなければならない。
- 一 社会福祉法に定める社会福祉主事たる資格を有する者であって、身体障害者の更生援護その他その福祉に関する事業に二年以上従事した経験を有するもの
- 二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者
- 三 医師
- 四 社会福祉士
- 五 身体障害者の更生援護の事業に従事する職員を養成する学校その他の施設で都道府県知事の指定するものを卒業した者
- 六 前各号に準ずる者であって、身体障害者福祉司として必要な学識経験を有するもの

身体障害者福祉法第12条第2号の規定による社会福祉に関する科目

(昭和25年4月7日厚告82)

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第12条第2号の規定による社会事業に関する学科を次のように定め昭和25年4月1日から適用する。

1. 社会事業概論, 社会事業史, 社会事業施設論, 社会事業行政, 社会事業の方法（ケースワーク, グループワーク, コミュニティーオーガニゼイション）
2. 社会立法, 社会政策, 社会病理又は社会問題, 社会調査, 社会統計, 社会衛生, 精神衛生, 身体障害者の心理, 社会教育, 職業指導, 補装具知識

#### 5. 知的障害者福祉司

その資格について知的障害者福祉法第14条に規定されている。

知的障害者福祉法（昭和三十五年三月三十一日法律第三十七号）

第十四条 知的障害者福祉司は、都道府県知事又は市町村長の補助機関である職員とし、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、任用しなければならない。

- 一 社会福祉法に定める社会福祉主事たる資格を有する者であって、知的障害者の福祉に関する事業に二年以上従事した経験を有するもの
- 二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者
- 三 医師
- 四 社会福祉士
- 五 知的障害者の福祉に関する事業に従事する職員を養成する学校その他の施設で都道府県知事の指定するものを卒業した者
- 六 前各号に準ずる者であって、知的障害者福祉司として必要な学識経験を有するもの



## 2020年度以降入学生に適用する社会教育主事の資格に関する科目の履修

社会教育主事は、社会教育法第9条の2において「都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に社会教育主事を置くことと規定されており、社会教育に関する幅広い知識と経験に基づき、地域の社会教育行政の企画・実施など都道府県及び市町村の社会行政において重要な役割を果たしている。

本学では社会教育法第9条4第3号に基づき、社会教育主事養成課程を設けている。社会教育主事講習等規程第11条で規程される大学において修得すべき社会教育に関する科目は、本学においては次ページのとおりである。

社会教育法（昭和24年6月10日法律第207号）第9条の4第3号の規定により、大学において修得すべき社会教育に関する科目の単位は次のとおりである。

### （社会教育主事の資格）

第9条の4 次の各号のいずれかに該当する者は、社会教育主事となる資格を有する。

- 1 大学に2年以上在学して62単位以上を修得し、又は高等専門学校を卒業し、かつ、次に掲げる期間を通算した期間が3年以上になる者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの
  - イ 社会教育主事補の職にあつた期間
  - ロ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体における職で司書、学芸員その他の社会教育主事補の職と同等以上の職として文部科学大臣の指定するものにあつた期間
  - ハ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体が実施する社会教育に関する事業における業務であつて、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものとして文部科学大臣が指定するものに従事した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）
- 2 教育職員の普通免許状を有し、かつ、5年以上文部科学大臣の指定する教育に関する職にあつた者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの
- 3 大学に2年以上在学して、62単位以上を修得し、かつ、大学において文部科学省令で定める社会教育に関する科目の単位を修得した者で、第1号イからハまでに掲げる期間を通算した期間が1年以上になるもの
- 4 次条の規定による社会教育主事の講習を修了した者（第1号及び第2号に掲げる者を除く。）で、社会教育に関する専門的事項について前3号に掲げる者に相当する教養と経験があると都道府県の教育委員会が認定したもの

### 社会教育に関する科目の単位（社会教育主事講習等規程）

第11条第1項 法第9条の4第3号の規定により、大学において修得すべき社会教育に関する科目の単位は、次の表に掲げるものとする。

社会教育主事講習等規程による科目	単位数	本学の開設科目	単位数	読替科目及び履修方法等
生涯学習概論	4	生涯学習概論	4	(必修)
生涯学習支援論	4	生涯学習支援論Ⅰ 生涯学習支援論Ⅱ	2 2	(必修) (必修)
社会教育経営論	4	社会教育経営論Ⅰ 社会教育経営論Ⅱ	2 2	(必修) (必修)
社会教育特講	8	青少年問題と社会教育 家庭教育と社会教育 社会福祉調査論 コミュニティワーク論※ 地域ソーシャルワーク論 地方自治論 社会福祉概説※ 教育美学 教育社会学 教育心理学	2 2 2 2 2 2 4 2 2 2	8単位以上修得すること
社会教育実習	1	社会教育実習	1	(必修)
社会教育演習 社会教育実習 社会教育課題研究	3	社会教育演習	4	(必修)
合計24単位以上修得すること				

注意：「本学の開設科目」の中には、学科により卒業要件に算入されない科目がある。

※ 2021年度入学生は、「コミュニティワーク論」を「地域福祉と包括的支援体制Ⅱ」、「社会福祉概説」を「社会福祉概説Ⅰ及びⅡ」で修得すること。



## 2019年度入学生に適用する社会教育主事の資格に関する科目の履修

社会教育主事は、社会教育法第9条の2において「都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に社会教育主事を置くことと規定されており、社会教育に関する幅広い知識と経験に基づき、地域の社会教育行政の企画・実施など都道府県及び市町村の社会行政において重要な役割を果たしている。

本学では社会教育法第9条4第3号に基づき、社会教育主事養成課程を設けている。社会教育主事講習等規程第11条で規程される大学において修得すべき社会教育に関する科目は、本学においては次ページのとおりである。

社会教育法（昭和24年6月10日法律第207号）第9条の4第3号の規定により、大学において修得すべき社会教育に関する科目の単位は次のとおりである。

### （社会教育主事の資格）

第9条の4 次の各号のいずれかに該当する者は、社会教育主事となる資格を有する。

- 1 大学に2年以上在学して62単位以上を修得し、又は高等専門学校を卒業し、かつ、次に掲げる期間を通算した期間が3年以上になる者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの
  - イ 社会教育主事補の職にあつた期間
  - ロ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体における職で司書、学芸員その他の社会教育主事補の職と同等以上の職として文部科学大臣の指定するものにあつた期間
  - ハ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体が実施する社会教育に関する事業における業務であつて、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものとして文部科学大臣が指定するものに従事した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）
- 2 教育職員の普通免許状を有し、かつ、5年以上文部科学大臣の指定する教育に関する職にあつた者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの
- 3 大学に2年以上在学して、62単位以上を修得し、かつ、大学において文部科学省令で定める社会教育に関する科目の単位を修得した者で、第1号イからハまでに掲げる期間を通算した期間が1年以上になるもの
- 4 次条の規定による社会教育主事の講習を修了した者（第1号及び第2号に掲げる者を除く。）で、社会教育に関する専門的事項について前3号に掲げる者に相当する教養と経験があると都道府県の教育委員会が認定したもの

### 社会教育に関する科目の単位（社会教育主事講習等規程）

第11条第1項 法第9条の4第3号の規定により、大学において修得すべき社会教育に関する科目の単位は、次の表に掲げるものとする。

社会教育主事講習等規程による科目		単位数	本学の開設科目	単位数	読替科目及び履修方法等
生涯学習概論		4	生涯学習概論	4	(必修)
社会教育計画		4	社会教育計画	2	(必修)
			社会教育方法論	2	(必修)
社会教育演習	のうち 社会教育実習 社会教育課題研究	4	社会教育演習 スポーツ指導論 健 康 体 力 論	4 2 2	(必修) 必修4単位を含めて4単位以上修得すること
社会 教 育 特 講	社会教育特講Ⅰ (現代社会と社会教育)	12	青少年問題と社会教育 家庭教育と社会教育 高齢化と社会教育	2 2 2	2単位以上修得すること
			職業指導 社会福祉調査論 コミュニティワーク論 地域ソーシャルワーク論 非営利組織論 地方自治論	4 2 2 2 2 2	2単位以上修得すること
			人間科学演習Ⅰ	2	
			社会福祉概説 教育学 発達心理学 地域福祉論 教育社会学	4 2 2 2 2	左記6単位以外に6単位以上修得すること
			生涯スポーツⅠ 生涯スポーツⅡ 比較家族論 こどもの発達と社会 教育心理学 ジェンダーと社会	2 2 2 2 2 2	2単位以上修得すること
合計24単位以上修得すること					

注意：「本学の開設科目」の中には、学科により卒業要件に算入されない科目がある。



## 2021年度入学生に適用する社会福祉士の受験資格(国家試験)に関する科目の履修

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年5月26日法律第30号）第7条第1号の規定により受験資格を満たす場合、大学において修得すべき指定科目は次のとおりである。

### 社会福祉士試験の受験資格

第7条 社会福祉士試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けことができない。

- 1 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く）において文部科学省令・厚生労働省令で定める社会福祉に関する科目（指定科目）を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者

社会福祉士及び介護福祉士法第7条第1号の規定に基づき、文部科学省令・厚生労働省令で定める社会福祉に関する科目（令和2年3月6日 文部科学省・厚生労働省令第1号）

指 定 科 目 等	本学における開講科目	配当 年次	単位
<b>人・社会・生活と福祉の理解に関する知識と方法</b>			
医学概論	医学概論	2	2
心理学と心理的支援	心理学と心理的支援	1	2
社会学と社会システム	社会学と社会システム	1	2
社会福祉の原理と政策	社会福祉概説Ⅰ	1	2
	社会福祉概説Ⅱ	1	2
社会福祉調査の基礎	社会福祉調査論	2	2
<b>総合的かつ包括的な相談援助の理念と方法に関する知識と技術</b>			
ソーシャルワークの基盤と専門職	ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅰ	1	2
ソーシャルワークの基盤と専門職(専門)	ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅱ	2	2
ソーシャルワークの理論と方法	ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ	2	2
	ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ	2	2
ソーシャルワークの理論と方法(専門)	ソーシャルワークの理論と方法Ⅲ	3	2
	ソーシャルワークの理論と方法Ⅳ	3	2
<b>地域福祉の基盤整備と開発に関する知識と技術</b>			
地域福祉と包括的支援体制	地域福祉と包括的支援体制Ⅰ	2	2
	地域福祉と包括的支援体制Ⅱ	2	2
福祉サービスの組織と経営	社会福祉管理運営論	3	2
<b>サービスに関する知識</b>			
社会保障	社会保障論Ⅰ	1	2
	社会保障論Ⅱ	2	2
高齢者福祉	高齢者福祉論	2	2
障害者福祉	障害者福祉論	2	2
児童・家庭福祉	児童・家庭福祉論	2	2
貧困に対する支援	公的扶助論	2	2
保健医療と福祉	保健医療と福祉	2	2
権利擁護を支える法制度	権利擁護を支える法制度	2	2
刑事司法と福祉	司法福祉論	2	2
<b>実習・演習</b>			
ソーシャルワーク演習	ソーシャルワーク演習Ⅰ	2	1
	ソーシャルワーク演習Ⅱ	2	1
ソーシャルワーク演習(専門)	ソーシャルワーク演習Ⅲ	3	2
	ソーシャルワーク演習Ⅳ	3	1
ソーシャルワーク実習指導	ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	2	2
	ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	3	2
	ソーシャルワーク実習指導Ⅲ	3	2
ソーシャルワーク実習	ソーシャルワーク実習	3	8
必要単位67単位			

注意：受験に必要な上記の「指定科目」については、下記の注に則って全て在学中に修得しておくこと。「実習科目」（ソーシャルワーク実習指導Ⅰ・ソーシャルワーク実習指導Ⅱ・ソーシャルワーク実習指導Ⅲ・ソーシャルワーク実習）を除き1科目でも残して卒業した場合には、社会福祉士養成施設入学して受験資格を得ることが必要となる。「実習科目」を在学中に修得できなかった者で、本学科目等履修生で履修する場合は、本学2021年度以降カリキュラムのソーシャルワーク実習指導Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、ソーシャルワーク実習を修得しなければならない。

なお、科目等履修生で履修する場合、前提条件があり、履修者数に制限があるので各学科長に相談すること。

- ※ 本学において、法律に定める受験資格取得に必要な科目は左の表の67単位である。この単位に「ソーシャルワーク実践論」「ソーシャルワーク入門実習」は含まない。
- ※ 履修にあたっては、各学科の積上指定科目条件を熟読すること。
- ※ 「社会福祉調査論」は福祉士対応クラスを履修すること。



## 2009~2020年度入学生に適用する社会福祉士の受験資格(国家試験)に関する科目の履修

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年5月26日法律第30号）第7条第1号の規定により受験資格を満たす場合、大学において修得すべき指定科目は次のとおりである。

### 社会福祉士試験の受験資格

第7条 社会福祉士試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けことができない。

- 1 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く）において文部科学省令・厚生労働省令で定める社会福祉に関する科目（指定科目）を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者

社会福祉士及び介護福祉士法第7条第1号の規定に基づき、文部科学省令・厚生労働省令で定める社会福祉に関する科目（平成20年3月24日 文部科学省・厚生労働省令第3号）

	指 定 科 目 等	本学の開講科目	配 当 年 次	単 位
<b>人・社会・生活と福祉の理解に関する知識と方法</b>				
	人体の構造と機能及び疾病	医学知識 I 医学知識 II	2 2	4
	心理学理論と心理的支援	心理学理論と心理的支援	1	2
	社会理論と社会システム	社会理論と社会システム	1	2
	現代社会と福祉	社会福祉概説	1	4
	社会調査の基礎	社会福祉調査論	2	2
<b>総合的かつ包括的な相談援助の理念と方法に関する知識と技術</b>				
	相談援助の基盤と専門職	ソーシャルワーク論 I ソーシャルワーク論 II	1 2	2
	相談援助の理論と方法	ソーシャルワーク方法論 I ソーシャルワーク方法論 II ソーシャルワーク実践理論 I ソーシャルワーク実践理論 II	2 2 3 3	2 2 2 2
<b>地域福祉の基盤整備と開発に関する知識と技術</b>				
	地域福祉の理論と方法	地域福祉論 コミュニティワーク論	2 2	2 2
	福祉行財政と福祉計画	福祉行財政と福祉計画	2	2
	福祉サービスの組織と経営	社会福祉管理運営論	3	2
<b>サービスに関する知識</b>				
	社会保障	社会保障論 I 社会保障論 II	1 2	2 2
	高齢者に対する支援と介護保険制度	高齢者福祉論 介護概論	2 3	2 2
	障害者に対する支援と障害者自立支援制度	障害者福祉論	2	2
	児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	児童・家庭福祉論	2	2
	低所得者に対する支援と生活保護制度	公的扶助論	2	2
	保健医療サービス	医療福祉論	2	2
	就労支援サービス	労災と就労支援	3	2
	権利擁護と成年後見制度	権利擁護と成年後見制度	2	2
	更生保護制度	司法福祉論	2	2
<b>実習・演習</b>				
	相談援助演習	相談援助演習 I 相談援助演習 II	2 3	3 2
	相談援助実習指導	相談援助実習指導 I 相談援助実習指導 II 相談援助実習指導 III	2 3 3	2 2 2
	相談援助実習	相談援助実習	3	6
開講単位73単位：必要単位63～65単位				

※ 1

※ 2

※ 3

※ 4

※ 5

注意：受験に必要な上記の「指定科目」については、下記の注に則って全て在学中に修得しておくこと。「実習科目」（相談援助実習指導Ⅰ・相談援助実習指導Ⅱ・相談援助実習指導Ⅲ・相談援助実習）を除き1科目でも残して卒業した場合には、社会福祉士養成施設に入学して受験資格を得ることが必要となる。「実習科目」を在学中に修得できなかった者で、本学科目等履修生で履修する場合は、本学2009～2020年度カリキュラムの相談援助実習指導Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、相談援助実習を修得しなければならない。なお、科目等履修生で履修する場合、履修者数に制限があるので各学科長に相談すること。

- ※1 「医学知識Ⅰ・Ⅱ 4単位」または「心理学理論と心理的支援 2単位」または「社会理論と社会システム 2単位」のいずれかを修得すること。「医学知識Ⅰ 2単位」または「医学知識Ⅱ 2単位」のみの修得では要件を満たさない。
- ※2 「労災と就労支援 2単位」または「権利擁護と成年後見制度 2単位」または「司法福祉論 2単位」のいずれかを修得すること。
- ※3 「相談援助実習指導Ⅰ」を履修する前提として「相談援助実践論」を修得しなくてはならない。
- ※4 「相談援助実習」を履修する前提として「相談援助入門実習」を修得しなければならない。
- ※5 本学において、法律に定める受験資格取得に必要な科目は左の表の63～65単位である。この単位に「相談援助実践論」「相談援助入門実習」は含まない。
- ※ 「社会福祉調査論」は福祉士対応クラスを履修すること。



## 2021年度入学生に適用する精神保健福祉士の受験資格(国家試験)に関する科目の履修

精神保健福祉士法（平成9年12月19日法律第131号）第7条第1号の規定により受験資格を満たす場合、大学において修得すべき指定科目は次のとおりである。

### 精神保健福祉士試験の受験資格

第七条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けことができない。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く。以下この条において同じ。）において厚生労働大臣の指定する精神障害者の保健及び福祉に関する科目（以下この条において「指定科目」という。）を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者

指 定 科 目 等 の 名 称	本学の開講科目
1 医 学 概 論	医学概論
2 心 理 学 と 心 理 的 支 援	心理学と心理的支援
3 社 会 学 と 社 会 シ ス テ ム	社会学と社会システム
4 社 会 福 祉 の 原 理 と 政 策	社会福祉概説 I 社会福祉概説 II
5 地 域 福 祉 と 包 括 的 支 援 体 制	地域福祉と包括的支援体制 I 地域福祉と包括的支援体制 II
6 社 会 保 障	社会保障論 I 社会保障論 II
7 障 害 者 福 祉	障害者福祉論
8 権 利 擁 護 を 支 え る 法 制 度	権利擁護を支える法制度
9 刑 事 司 法 と 福 祉	司法福祉論
10 社 会 福 祉 調 査 の 基 础	社会福祉調査論
11 精 神 医 学 と 精 神 医 療	精神医学と精神医療 I 精神医学と精神医療 II
12 現 代 の 精 神 保 健 の 課 題 と 支 援	現代の精神保健の課題と支援 I 現代の精神保健の課題と支援 II
13 ソ ー シ ა ლ ワ რ კ の 基 盤 と 専 門 職	ソーシャルワークの基盤と専門職 I
14 精 神 保 健 福 祉 の 原 理	精神保健福祉の原理 I 精神保健福祉の原理 II
15 ソ ー シ ა ლ ワ რ კ の 理 論 と 方 法	ソーシャルワークの理論と方法 I ソーシャルワークの理論と方法 II
16 ソ ー シ ა ლ ワ რ კ の 理 論 と 方 法 ( 専 門 )	精神保健ソーシャルワークの理論と方法 I 精神保健ソーシャルワークの理論と方法 II
17 精 神 障 害 リ ハ ピ リ テ ー シ ョ ნ 論	精神障害リハビリテーション論
18 精 神 保 健 福 祉 制 度 論	精神保健福祉制度論
19 ソ ー シ ა ლ ワ რ კ 演 習	ソーシャルワーク演習 I
20 ソ ー シ ა ლ ワ რ კ 演 習 ( 専 門 )	精神保健ソーシャルワーク演習 I 精神保健ソーシャルワーク演習 II
21 ソ ー シ ა ლ ワ რ კ 実 習 指 導	精神保健ソーシャルワーク実習指導 I 精神保健ソーシャルワーク実習指導 II
22 ソ ー シ ა ლ ワ რ კ 実 習	精神保健ソーシャルワーク実習

注意：受験に必要な上記の「指定科目」は、在学中にすべて修得しておくこと。1科目でも残して卒業した場合には、精神保健福祉士指定養成施設に入學して受験資格を得ることが必要となる。

履修上の注意：上記の表は国家試験の受験資格を満たす履修科目の条件である。履修方法については福祉臨床学科の積上指定科目項目を十分に熟読し間違いのないよう理解した上で履修すること。



## 2012~2020年度入学生に適用する精神保健福祉士の受験資格(国家試験)に関する科目の履修

精神保健福祉士法（平成9年12月19日法律第131号）第7条第1号の規定により受験資格を満たす場合、大学において修得すべき指定科目は次のとおりである。

### 精神保健福祉士試験の受験資格

第七条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く。以下この条において同じ。）において厚生労働大臣の指定する精神障害者の保健及び福祉に関する科目（以下この条において「指定科目」という。）を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者

指 定 科 目 等 の 名 称	開講科目的名称
人 体 の 構 造 と 機 能 及 び 疾 病	医学知識Ⅰ及び医学知識Ⅱ
1 心 理 学 理 论 と 心 理 的 支 援	心理学理論と心理的支援 のうち1科目※
社会理論と社会システム	社会理論と社会システム
2 現 代 社 会 と 福 祉	社会福祉概説
3 地 域 福 祉 の 理 论 と 方 法	地域福祉論 コミュニティワーク論
4 社 会 保 障	社会保障論Ⅰ 社会保障論Ⅱ
5 低 所 得 者 に 対 す る 支 援 と 生 活 保 護 制 度	公的扶助論
6 福 祉 行 財 政 と 福 祉 計 画	福祉行財政と福祉計画
7 保 健 医 療 サ ー ビ ス	医療福祉論
8 権 利 擁 護 と 成 年 後 見 制 度	権利擁護と成年後見制度
9 障 害 者 に 対 す る 支 援 と 障 害 者 自 立 支 援 制 度	障害者福祉論
10 精 神 疾 患 と そ の 治 療	精神疾患とその治療Ⅰ 精神疾患とその治療Ⅱ
11 精 神 保 健 の 課 題 と 支 援	精神保健の課題と支援Ⅰ 精神保健の課題と支援Ⅱ
12 精 神 保 健 福 祉 相 談 援 助 の 基 盤 ( 基 礎 )	ソーシャルワーク論Ⅰ ソーシャルワーク論Ⅱ
13 精 神 保 健 福 祉 相 談 援 助 の 基 盤 ( 専 門 )	精神保健福祉相談援助の基盤(専門)
14 精 神 保 健 福 祉 の 理 论 と 相 談 援 助 の 展 開	精神保健福祉の理論と相談援助の展開Ⅰ 精神保健福祉の理論と相談援助の展開Ⅱ 精神保健福祉の理論と相談援助の展開Ⅲ 精神保健福祉の理論と相談援助の展開Ⅳ
15 精 神 保 健 福 祉 に 関 す る 制 度 と サ ー ビ 斯	精神保健福祉に関する制度とサービスⅠ 精神保健福祉に関する制度とサービスⅡ
16 精 神 障 害 者 の 生 活 支 援 シ ス テ ム	精神障害者の生活支援システム
17 精 神 保 健 福 祉 援 助 演 習 ( 基 礎 )	相談援助演習Ⅰ 相談援助演習Ⅱ
18 精 神 保 健 福 祉 援 助 演 習 ( 専 門 )	精神保健福祉援助演習(専門)Ⅰ 精神保健福祉援助演習(専門)Ⅱ
19 精 神 保 健 福 祉 援 助 実 習 指 導	精神保健福祉援助実習指導Ⅰ 精神保健福祉援助実習指導Ⅱ
20 精 神 保 健 福 祉 援 助 実 習	精神保健福祉援助実習

注意：受験に必要な上記の「指定科目」は、在学中にすべて修得しておくこと。1科目でも残して卒業した場合には、精神保健福祉士指定養成施設に入学して受験資格を得ることが必要となる。

履修上の注意：上記の表は国家試験の受験資格を満たす履修科目の条件である。履修方法については福祉臨床学科の積上指定科目項目を十分に熟読し間違いないよう理解した上で履修すること。

※「医学知識Ⅰ・Ⅱ 4 単位」または「心理学理論と心理的支援 2 単位」または「社会理論と社会システム 2 単位」のいずれかを修得すること。すなわち「医学知識Ⅰ 2 単位」のみ、または「医学知識Ⅱ 2 単位」のみの修得では要件を満たさない。



## 1. 2018年度以降入学生

2017年度以前入学生については、特例が適用される場合があるので、社会福祉学部福祉心理学科長に相談すること。

## 2018年度以降入学生<sup>1</sup>に適用する公認心理師の受験資格(国家試験)に関する科目の履修

公認心理師法（平成27年法律第68号）第7条第1号及び第2号の規定により受験資格を満たす場合、大学において修得すべき必要な科目は次のとおりである。

### 公認心理師法

第7条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けことができない。

1 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。以下同じ。）において心理学その他の公認心理師となるために必要な科目として文部科学省令・厚生労働省令で定めるものを修めて卒業し、かつ、同法に基づく大学院において心理学その他の公認心理師となるために必要な科目として文部科学省令・厚生労働省令で定めるものを修めてその課程を修了した者その他その者に準ずるものとして文部科学省令・厚生労働省令で定める者

2 学校教育法に基づく大学において心理学その他の公認心理師となるために必要な科目として文部科学省令・厚生労働省令で定めるものを修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして文部科学省令・厚生労働省令で定める者であって、文部科学省令・厚生労働省令で定める施設において文部科学省令・厚生労働省令で定める期間以上第2条第1号から第3号までに掲げる行為の業務に従事したもの

公認心理師法第7条第1号及び第2号の規定に基づき、文部科学省令・厚生労働省令で定める大学における公認心理師となるために必要な科目（平成29年9月15日 文部科学省・厚生労働省令第3号）

	大学における必要な科目	該当する本学の開講科目	配当年次
1	公認心理師の職責	公認心理師の職責	3
2	心理学概論	心理学概論	1
3	臨床心理学概論	臨床心理学概論	2
4	心理学研究法	心理学研究法	1
5	心理学統計法	心理学統計法	1
6	心理学実験	心理学実験	2
7	知覚・認知心理学	知覚・認知心理学	2
8	学習・言語心理学	学習・言語心理学	2
9	感情・人格心理学	感情・人格心理学	2
10	神経・生理心理学	神経・生理心理学	2
11	社会・集団・家族心理学	社会・集団・家族心理学	2
12	発達心理学	発達心理学	2
13	障害者・障害児心理学	障害者・障害児心理学	2
14	心理的アセスメント	心理的アセスメント	2
15	心理学的支援法	心理学的支援法	2
16	健康・医療心理学	健康・医療心理学	2
17	福祉心理学	福祉心理学	2
18	教育・学校心理学	教育・学校心理学	2
19	司法・犯罪心理学	司法・犯罪心理学	3
20	産業・組織心理学	産業・組織心理学	2
21	人体の構造と機能及び疾病	人体の構造と機能及び疾病	2
22	精神疾患とその治療	精神疾患とその治療	3
23	関係行政論	関係行政論	3
24	心理演習	心理演習	3
25	心理実習	心理実習	4

※受験に必要な上記の科目は、全て在学中に修得しておくこと。



## 2005年度以降入学生に適用する社会調査士に関する科目の履修

### 社会調査士（社会調査協会 認定）

社会調査士は、「社会調査に関する基礎的な知識・技能、相応の応用力と倫理観」を修得したことと示す学部卒業レベルの公的な資格である。

社会調査士の資格を修得するために必要な「社会調査士資格認定機構標準カリキュラム」及び「本学における履修科目」は次の通りである。

なお、履修方法の詳細については、社会福祉学部福祉計画学科 中田知生 准教授に相談すること。

社会調査士資格認定機構標準カリキュラム		本学における履修科目		
		科 目 名	科 目 種 類	備 考
A	社会調査の基本的事項に関する科目	90分 ×15週	社会調査入門	90分 ×15週
B	調査設計と実施方法に関する科目	90分 ×15週	社会調査法	90分 ×15週
C	基本的な資料とデータ分析に関する科目	90分 ×15週	社会福祉調査実習	180分 ×30週  CとGに対応
D	社会調査に必要な統計学に関する科目	90分 ×15週	社会福祉調査方法論	90分 ×15週  福祉計画学科 専門教育科目
E	量的データ解析の方法に関する科目	90分 ×15週	データ解析入門	90分 ×15週
G	社会調査の実習を中心とする科目	90分 ×30週	社会福祉調査実習	180分 ×30週  CとGに対応

※データ解析入門は、社会福祉調査方法論の単位を「修得済みであること」又は「履修登録」していることを条件とする。

※社会福祉調査実習は、社会福祉調査論及び社会福祉調査方法論の単位修得していることを条件とする。

※本学では「F 質的な分析の方法に関する科目」は、開講していない。



## 2019年度以降入学生に適用するスクール(学校)ソーシャルワーカー資格に関する科目の履修

### スクール(学校)ソーシャルワーカー資格

一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟が認定する資格である。なお、この資格は社会福祉士有資格（登録）者であることが条件となる。

### スクール(学校)ソーシャルワーカー

学校教育法第1条で定める学校のうち原則として18歳未満の児童生徒を対象とした学校、同法で定める学校に関する施設・機関等、地方教育行政の組織及び運営に関する法律で定める教育委員会等、その他教育基本法及び地方公共団体の条例等で定める学校教育に関する施設・機関・組織その他施設・機関等において、学校及び日常での生活を営む上で課題の解決をする児童生徒とその家庭及びその児童を取り巻く環境・学校・社会・制度等を対象としたソーシャルワークの業務を行うことをいう。

「社会福祉士等ソーシャルワークに関する国家資格有資格者を基盤としたスクール(学校)ソーシャルワーク教育課程認定事業に関する規程」（一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟）第6条の規定によるスクール(学校)ソーシャルワーク教育課程修了証交付申請条件を満たすために、大学において修得すべき科目は次のとおりである。

なお、履修方法の詳細については、社会福祉学部福祉臨床学科長に相談すること。

指定科目	本学における履修科目
スクール(学校)ソーシャルワーク論	スクールソーシャルワーク論
スクール(学校)ソーシャルワーク演習	スクールソーシャルワーク演習
スクール(学校)ソーシャルワーク実習指導	スクールソーシャルワーク実習指導
スクール(学校)ソーシャルワーク実習	スクールソーシャルワーク実習
「教育の基礎的理解に関する科目」のうち 「教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校への対応を含む)」及び「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)」を含む科目	教育行政論 教育社会学 } のうち1科目
「教育の基礎的理解に関する科目」のうち 「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」及び「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」を含む科目、及び「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」のうち「生徒指導の理論及び方法」「教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法」「進路指導(キャリア教育に関する基礎的な事項を含む)の理論及び方法」を含む科目	教育心理学 特別支援教育概論 生徒・進路指導の理論と実践 教育相談論 } のうち1科目
精神保健の課題と支援	精神保健の課題と支援 I



## 2019年度以降入学生に適用する日本スポーツ協会公認スポーツ指導者の諸資格について

本学は、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者の養成校となっている。ここに記載する資格等を目指すにあたり、より充実した知識や技能を身につけるため、併せて副専攻「人間科学」を修了することを推奨する。

本学で定められた科目を修得し、取得できる資格または取得できる修了証明書は以下のとおりである。いずれの資格を申請するにも、「共通科目Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」を申請することが前提となるため、ジュニアスポーツ指導員・スポーツプログラマーを希望する学生は「共通科目Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」の必要単位を必ず修得すること。

### 取得できる資格

- ・スポーツリーダー（「共通科目Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」の単位を修得し、申請すると認定される）

### 取得できる修了証明書※

- ・共通科目Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ 修了証明書
- ・ジュニアスポーツ指導員専門科目講習 修了証明書
- ・スポーツプログラマー専門科目講習 修了証明書

※「共通科目Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」は以下の単位を修得すると、講習会と検定試験が免除される。「ジュニアスポーツ指導員」と「スポーツプログラマー」は以下の単位を修得すると講習会は免除されるが、検定試験を受験する必要がある。

### 必要単位

開講科目	開講年次	単位	共通科目Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	ジュニアスポーツ指導員	スポーツプログラマー
体育実技Ⅰ	1	2			○
体育実技Ⅱ	2	2			○
身体の科学Ⅱ	1	2	○	○	○
スポーツ医学	1	2	○	○	○
体力育成論	1	2	○	○	○
スポーツ心理学	2	2	○	○	○
健康体力論	3	2	○	○	○
スポーツ指導論	3	2		○	
人間科学演習Ⅰ	3	2	○	○	○
人間科学演習Ⅱ	3	2	○		
合計		20	14	14	16

### その他

- ・卒業が条件の一つとなっているため申請時期は3月頃となる。
- ・これらを申請できるのは卒業時のみである。単位を全て修得していたとしても、卒業後には申請が出来ないため、十分留意すること。
- ・希望学生は公益財団法人日本スポーツ協会ホームページ (<https://www.japan-sports.or.jp/>) を確認し、制度の概要を理解すること。
- ・質問等がある場合は、体育館1階スポーツ教員室か教育支援窓口に問い合わせること。

### 資格について

- ・スポーツリーダー

スポーツリーダーは、公益財団法人日本スポーツ協会 (<https://www.japan-sports.or.jp/>) が認定する公認スポーツ指導者で、地域におけるスポーツグループやサークルなどのリーダーとして、基礎的なスポーツ指導や運営にあたる。

この資格は、地域住民のスポーツの生活化・定着化を促進するためのスポーツ指導者をサポートする人材の育成を目的としている。

- **スポーツプログラマー**

スポーツプログラマーは、公益財団法人日本スポーツ協会 (<https://www.japan-sports.or.jp/>) が認定する公認スポーツ指導者で、主として青年期以降のすべての人に対し、地域スポーツクラブなどにおいて、フィットネスの維持や向上のために指導・助言を行う。

この資格は、フィットネスの維持や向上についての専門的な知識と技能を持ち、個々人に適した身体づくりの実技指導と活動プログラムの提供ができる指導者の養成を目的としている。

- **ジュニアスポーツ指導員**

ジュニアスポーツ指導員は、公益財団法人日本スポーツ協会 (<https://www.japan-sports.or.jp/>) が認定する公認スポーツ指導者で、地域スポーツクラブ等において、幼・少年期の子どもたちに遊びを通して身体づくり、動きづくりの指導を行う。

この資格は、発育発達期の身体的・心理的特徴についての専門的な知識と技能を持ち、2歳から15歳までの子どもたちを対象に、総合的なからだづくりと基礎的動作の習得を目的としたプログラムを提供できる指導者の養成を目的としている。



## JATIトレーニング指導者の受験資格について

本学は、特定非営利活動法人日本トレーニング指導者協会（以下JATI）のトレーニング指導者養成校となっているため、トレーニング指導者認定試験の受験資格を取得することができる。

トレーニング指導者は、スポーツ選手や一般人を対象としたトレーニング指導の専門家として活動するための基礎資格として位置づけられ、対象や目的に応じて、科学的根拠に基づく適切な運動プログラムを作成・指導するために必要な知識の習得を資格取得の要件としている。

本来この資格を取得するためには、JATIが実施する養成講習会を受講し、認定試験に合格する必要があるが、本学で指定した科目を修得することにより、養成講習会が免除され、養成校対象認定試験に合格すれば資格を取得することができる。

なお、この資格を目指すにあたり、より充実した知識や技能を身につけるため、併せて副専攻「人間科学」を修了することを推奨する。

### 必要単位

開講科目	開講年次	単位
身体の科学Ⅰ	1	2
身体の科学Ⅱ	1	2
体力育成論	1	2
スポーツ医学	1	2
スポーツ心理学	2	2
体育実技Ⅰ	1	} いずれか2
体育実技Ⅱ	2	
合計		12

### 認定試験について

養成校対象認定試験の受験資格を取得するには、すべての科目が修得済または修得見込である必要がある。科目等履修生制度を利用し、これらの単位を修得した場合でも受験資格を取得することができる。

認定試験の日程は概ね10月から2月に実施されているが、開催地によって日程が異なるため、JATIホームページ (<https://www.jati.jp/>) で詳細等を確認すること。

質問等がある場合は、体育館1階体育教員室か教育支援課窓口に問い合わせること。